

平成20年9月 9日 開会  
平成20年9月26日 閉会  
(定例第9回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第76号

平成20年第9回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成20年9月5日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成20年9月9日(火) 午前10時00分

2 場 所 大山町役場議場

---

**○開会日に応招した議員**

近 藤 大 介  
吉 原 美智恵  
敦 賀 亀 義  
川 島 正 寿  
秋 田 美喜雄  
諸 遊 壤 司  
小 原 力 三  
椎 木 学  
沢 田 正 己  
西 山 富三郎

西 尾 寿 博  
遠 藤 幸 子  
森 田 増 範  
岩 井 美保子  
尾 古 博 文  
足 立 敏 雄  
岡 田 聰  
野 口 俊 明  
荒 松 廣 志  
鹿 島 功

---

**○応招しなかった議員**

なし

---

---

## 第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 1 日 )

平成 2 0 年 9 月 9 日 ( 火 曜 日 )

---

### 議 事 日 程

平成 2 0 年 9 月 9 日 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

1 開 会 ( 開 議 ) 宣 告

1 議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 議 案 第 105 号 工 事 請 負 変 更 契 約 の 締 結 に つ い て ( 名 和 中 学 校 耐 震 補 強 及 び

日 程 第 2 議 案 第 106 号 大 山 町 巡 回 バ ス の 運 行 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

日 程 第 3 議 案 第 107 号 平 成 19 年 度 大 山 町 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 4 議 案 第 108 号 平 成 19 年 度 大 山 町 土 地 取 得 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 5 議 案 第 109 号 平 成 19 年 度 大 山 町 住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 6 議 案 第 110 号 平 成 19 年 度 大 山 町 開 拓 専 用 水 道 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 7 議 案 第 111 号 平 成 19 年 度 大 山 町 地 域 休 養 施 設 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 8 議 案 第 112 号 平 成 19 年 度 大 山 町 老 人 居 室 整 備 資 金 及 び 障 害 者 住 宅 整 備 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 9 議 案 第 113 号 平 成 19 年 度 大 山 町 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 10 議 案 第 114 号 平 成 19 年 度 大 山 町 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 11 議 案 第 115 号 平 成 19 年 度 大 山 町 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 12 議 案 第 116 号 平 成 19 年 度 大 山 町 老 人 保 健 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 13 議 案 第 117 号 平 成 19 年 度 大 山 町 介 護 保 険 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 14 議 案 第 118 号 平 成 19 年 度 大 山 町 介 護 保 険 診 療 所 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 15 議 案 第 119 号 平 成 19 年 度 大 山 町 老 人 保 健 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 16 議 案 第 120 号 平 成 19 年 度 大 山 町 介 護 保 険 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

- 日程第 17 議案第 118 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 119 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 120 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 121 号 平成 19 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 122 号 平成 19 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 123 号 平成 19 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 124 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 125 号 平成 19 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 25 議案第 126 号 平成 19 年度大山町索道事業会計決算の認定について
- 日程第 26 議案第 127 号 平成 20 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 27 議案第 128 号 平成 20 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 28 議案第 129 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 議案第 130 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 議案第 131 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 議案第 132 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 133 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 33 議案第 134 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 34 議案第 135 号 平成 20 年度大山町索道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 35 議案第 136 号 大山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 36 議案第 137 号 御来屋漁港区域内における公有水面の埋立について
- 日程第 37 行政視察調査の報告について

---

### 本日の会議に付した事件

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 105 号 工事請負変更契約の締結について(名和中学校耐震補強及び大規模改修工事)

日程第 5 議案第 106 号 大山町巡回バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 107 号 平成 19 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 108 号 平成 19 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 109 号 平成 19 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 110 号 平成 19 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 111 号 平成 19 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 112 号 平成 19 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 113 号 平成 19 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 114 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 115 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 116 号 平成 19 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 117 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 議案第 118 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 議案第 119 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 議案第 120 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 20 議案第 121 号 平成 19 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 122 号 平成 19 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 123 号 平成 19 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 124 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 125 号 平成 19 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 25 議案第 126 号 平成 19 年度大山町索道事業会計決算の認定について
- 日程第 26 議案第 127 号 平成 20 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 27 議案第 128 号 平成 20 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 28 議案第 129 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 議案第 130 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 議案第 131 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 議案第 132 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 133 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 33 議案第 134 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 34 議案第 135 号 平成 20 年度大山町索道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 35 議案第 136 号 大山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 36 議案第 137 号 御来屋漁港区域内における公有水面の埋立について
- 日程第 37 行政視察調査の報告について

---

**出席議員（20名）**

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄

13番 小原力三  
16番 椎木学  
18番 沢田正己  
20番 西山富三郎

14番 岡田 聰  
17番 野口俊明  
19番 荒松廣志  
21番 鹿島 功

---

### 欠席議員（なし）

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊雅照                      書記 …………… 柏尾正樹

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山口隆之	副町長……………	田中祥二
教育長 ……………	山田 晋	代表監査委員……………	椎木喜久男
総務課長 ……………	田中 豊	企画情報課長 ……………	野間一成
住民生活課長……………	小西廣子	税務課長 ……………	中田豊三
建設課長 ……………	押村彰文	農林水産課長 ……………	池本義親
水道課長 ……………	船田晴夫	福祉保健課長 ……………	戸野隆弘
人権推進課長 ……………	近藤照秋	観光商工課長 ……………	小谷正寿
大山振興課長 ……………	福留弘明	診療所事務局長……………	斎藤 淳
地籍調査課長……………	種田順治	教育次長……………	狩野 実
社会教育課長 ……………	小西正記	学校教育課長……………	西田恵子
幼児教育課長 ……………	高木佐奈江	農業委員会事務局長…	高見晴美

---

### 午前10時00分 開会

○局長（諸遊雅照君） おはようございます。互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

### 開会・開議・議事日程

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。本日より9月定例議会を開会したいと思うわけでございます。本定例議会は、決算、19年度決算ということでございまして、非常に昨年度の決算を審査していくわけでございます。非常に皆さん方長期にまた亘っての定例議会になろうと思っておりますが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

その前にですね、冒頭、この定例議会の冒頭にですね、皆さんにお断りというか、町民の皆さんにもお断りしたいと思うわけでございます。と、言いますのが、ここ新聞に出てしまったということでございますが、われわれ議員がですね、の方の中

で非常にまあ農業委員会の申請の漏れというようなことで、非常にまあ農業委員会に対しての厳しい目、あるいは議員としての立場としてのモラルということにつきまして、非常にまあ町民の皆さんに心配をさせてしまったというこの結果についてはですね、何としても議会として申し開きができません。そういう意味で、今後このようなことが無いようにですね、議員としてもこれから審議あるいは各委員会全員でですね、また検討いただきながら再犯ないようにしたいということを思っておりますが、まずもってそういう新聞に出て皆さん不信感を与えたということにつきましては、議会を代表いたしまして、一つお断りを申し上げたいというふうに思います。

それでは、ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、平成20年第9回大山町議会定例会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、2番 西尾寿博君、3番 吉原美智恵君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの18日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの18日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（鹿島 功君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員からお手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので閲覧してください。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配布いたしました「請願文書表」「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

次に、6月定例会において可決された意見書は、7月2日に関係方面へ提出いたしました。

次に、本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から政務報告並びに報告第5号 平成19年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告についてまで、計4件の報告の申し出がありました。これを許します。町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。それでは議長のお許しをいただきましたので、政務の報告をさせていただきます。

平成20年度9月定例議会におきます政務の報告をさせていただきます。

6月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず総務課の関係であります。第54回鳥取県消防ポンプ操法大会についてです。

さる7月20日日曜日、鳥取市賀露港埠頭の特設会場において、第54回鳥取県消防ポンプ操法大会が開催されました。

本町からは、西部町村消防ポンプ操法大会を2位で勝ちあがった名和第2分団が参加し、本年4月下旬から鍛えてきた規律と水出し操法の技術を、炎天下のもと多くの観客の前で披露しましたが、残念ながら入賞するにはいたりませんでした。

しかしながら、本町の代表として、約3か月にわたる長い訓練を継続された選手皆さんのご苦労は大変なものがあったと感じております。選手の皆さん、そしてそれを支えてこられたご家族、また名和分団の皆さんに心から敬意を表するとともに感謝を申し上げる次第であります。

次に職員の人事異動についてであります。

本年4月からの機構改革を受けて、その後7月中旬に各課の3か月の間の問題等の聞き取りを実施いたしました。その中で課題となっていることなどがありましたので、町民への対応や関係機関へのスムーズな対応を図るため、8月1日付けで人事異動を発令いたしました。異動内容についてはご承知のとおりであります。

次に企画情報課関係であります。

まず「2008甲川溪流まつり」の開催についてでございます。これは第6回目となります。8月3日日曜日、中山まちづくり実行委員会主催で、町内外から204人の参加を得て開催をいたしました。天候に恵まれ、魚のつかみ取り・バーベキュー・流しソーメン・竹細工作りと、日本百名谷のひとつで、自然豊かな「甲川溪流谷」の探検を多くの子供たちに堪能してもらった一日となりました。

次に大韓民国襄陽郡の交流についてであります。今年7回目となりますホームステイ交流事業に、8月5日から8日まで、大山中学校の教頭を始めとする生徒10人、1年生が3人、2年生が2人、3年生が5人です。更に引率団3名、計13名が、大韓民国江原道の襄陽郡を訪問しました。襄陽郡庁へは午後10時過ぎ

に着き、対面式終了後各ホームステイ先へと向かいました。翌日は、襄陽郡内中学校のホームステイ先の生徒たちと郡内を見学しながら交流しました。また、ことばの壁を乗り越え、少しの韓国語、英語を交えながらの交流を深めました。2泊3日の短い日程ではありましたが、生徒たちはホームステイ先の家族や襄陽郡関係者に感謝の気持ちを持ちながら、来年の訪日を約束して帰国をいたしました。

次にだいせんファンクラブの交流会についてであります。ふるさとの情報を発信し、大山町のPRやイメージアップを図りながら、会員相互の交流と情報提供の場として、だいせんファンクラブ交流会を9月6日土曜日午後5時から大阪で開きました。交流会には、関西在住の会員35人と来賓3人、議会の方から3人、そして私、副町長をはじめ職員など16人が参加をし、総勢57人が集まりふるさとの話や近況を交換しながら、和やかに時を過ごしました。

今年も参加者からは、このような交流会の開催を望む声が多く聞かされました。今後も、新会員の勧誘に力を注いでいきたいと考えておるところでございます。議員の皆さんも、知り合いの方がありましたら、ぜひ紹介していただきますようお願いいたします。

次に人権推進課の関係であります。まず大山町人権・同和教育推進者養成講座の開催についてであります。

各種企業・団体等における人権・同和问题学習を推進するためのリーダーを養成し、活動の活性化を図ることを目的として、企業等を対象として2回、PTA等を対象として2回、計4回を7月・8月に開催いたしました。受講者数は67人で、主として「参加型学習」を通して熱心に受講していただきました。講座を終了された皆様には、この講座を契機として職場や組織におきまして、より一層活躍いただきますよう期待するものであります。

次に、大山町みんなの人権セミナーの開催についてであります。同和问题をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とするとともに、人権・同和问题学習の推進と実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として、町民及び町内事業所勤務者等を対象に7月から開催しております。全日程7回の内、2回終了し、参加者数は132人となっています。

次に、福祉保健課関係であります。介護予防特定高齢者事業について、従来は一般高齢者を対象としておこなっておりました「高齢者生活機能向上事業」を、今年度から「特定高齢者」、つまり要介護状態になるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の方を対象とした「介護予防特定高齢者事業」に改めて実施をいたしております。

現在までに、生活機能評価の結果により「特定高齢者」と認定された方へご案内をし、運動機能の向上を内容としたプログラムに26名、閉じこもりや認知症等予

防のプログラムに61名、それぞれ参加しておられます。なお、この事業の対象と  
ならない一般高齢者等については、従来から地域の集会所等でおこなっております  
「転倒予防教室」や「生きがい活動支援事業」、また「3B体操」や「水中ウォーキ  
ング」等に参加していただくことによって、介護予防の効果をあげるように努めて  
おります。

次に農林水産課関係であります。みなと整備交付金事業についてであります  
が、御崎漁港防波堤整備工事（ケーソン製作その2）を5,628万円で株式会社井木  
組が請負、施工中であります。漁村再生交付金事業について、御来屋漁港水産物直  
販所、これは仮称であります、この建設工事を2,816万1,000円で有限会  
社権田工務店が請負、施工中であります。

次、災害復旧事業についてであります。平成20年6月20日から21日の梅雨  
前線豪雨により被災を受けた農業用施設1件について、国の災害査定が終了し、早  
期復旧に向け、今議会に補正予算を計上いたしております。

次に、建設課関係であります。道路改良、町営住宅営繕工事についてであります。  
町道坊領佐摩線外改良工事を472万8,150円で有限会社古村重機が、町道住  
吉塩津線改良工事を702万3,450円で有限会社前田建設が請負、完了いたし  
ました。町道種原大野線改良工事を4,389万円で有限会社松本建設が、町道所  
子中高線改良工事を1,753万5,000円で有限会社林原工業が、ひかりが丘  
団地外部塗装工事を441万円で有限会社小倉興産が、大山口団地ベランダ及び窓  
手摺り改修工事を472万5,000円で松岡建設有限会社が請負、施工中であり  
ます。

次に、水道課関係であります。種原地区簡易水道統合整備事業について、種原地  
区簡易水道統合整備工事（1工区）を1,575万円で有限会社山下水道設備が、  
種原地区簡易水道統合整備工事（2工区）を1,575万円で株式会社所子建設が  
請負施工中であります。

次に、観光商工課関係であります。第3回大山高原クロスカントリー大会であり  
ます。今年3回目となりましたクロスカントリー大会を、7月27日日曜日に全長  
2kmの豪円山のスキー場内の特設コースを会場に開催いたしました。

今回は、インターハイが例年より1週間早く開催された影響で高校生合宿者の参  
加が少なかったものの、一般の参加者が約80名増加をし、東は千葉県、西は長崎  
県からの参加もあり、総勢627名の参加申込みをいただきました。

開会式終了時からしばらくは雨でしたが、途中から晴れ間も見え、すがすがしい  
天候のもと、盛会のうちに終えることができました。

次に、企業誘致関係であります。高田工業団地への誘致の状況についてでありま  
す。県のご尽力により進出協定を締結いたしました株式会社タグチ工業につきまし

ては、8月25日の臨時議会で町有財産の売払いについてご承認をいただき、9月3日付けで所有権移転登記の手続きを行ったところであります。

なお、タグチ工業においては、現在、工場建設に向けた設計に取りかかっているように承っております。

次に、所子工業団地造成事業の進捗状況についてであります。高田工業団地の完売に伴い、企業ニーズに即応できる工場用地を山陰道効果が発揮できる場所に確保することを目的として事業を進めております所子工業団地、これからは「大山インター工業団地」という名称も考えていきたいと思っておりますが、これの造成事業につきましては、先の臨時議会で所子自治会からの用地取得を承認いただいたところであります。現在、道路新設工事とともに、団地造成及び上下水道の設計等、集中的に事業を実施中であります。

所子工業団地造成工事「測量・設計・用地調査」業務委託を257万2500円で、鵬技術コンサルタント株式会社米子支社が、所子工業団地造成に伴う下水管布設設計委託業務を120万7,500円で株式会社ウエスコ米子支店が、それぞれ業務委託中であります。

次に、大山振興課関係であります。

まず財団法人大山恵みの里公社の取り組みについてであります。昨年8月1日に設立をされました「財団法人大山恵みの里公社」の活動も丸1年が経ち、この間各種セミナーや様々な販路開拓、町内生産者の組織等に取り組んでまいりました。7月27日には第4回となります大山恵みの里セミナー「失われた「売り上げ」を探せ」を商工会と共に開催したところであります。

また、産地商社機能を発揮し、通常の流通ルートにのらない優れた町内産品を発掘、磨き上げ、取りまとめ、販路に乗せていくという活動を本格化させるため、冷蔵トラックの導入や人員の確保、生産者登録の拡大など体制を整えているところであります。

今後も継続して販路の開拓、流通システムや大山町ブランドの確立に向けて取り組みを強めていくことといたしております。

次に、仮称であります。大山町観光交流センターについてであります。この建設につきましては、8月29日に地元説明会を行ないました。また、同日付で国土交通省から計画の採択通知が届いたところでもあります。現在、用地の測量と文化財の試掘調査に着手をしており、今後施設の詳細や運営形態等につきまして詰めていくこととしております。

次に、旧大山眺海荘の活用についてであります。進出が予定されておりました、総合アウトドアグッズメーカー「モンベル」の直営店が7月11日にオープンいたしました。改装前の眺海荘とはずいぶんと異なった趣の施設となり、中国地方では

唯一の直営店ということもあり、登山客にとどまらない予想を大きく上回る来客がある等、好調な滑り出しであると同っております。今後はこの流れを大山寺エリア全体に拡げていくための取り組みを強化していく必要を感じているところであります。

次に、業務委託の契約状況についてであります。大山町観光交流センター測量調査補償業務を281万4,000円で、サンイン技術コンサルタント株式会社に委託実施中であります。

次に、診療所事務局関係であります。24時間記録した心電図を解析するためのホルター心電図解析装置を大山診療所に導入しました。4社による指名競争入札の結果、有限会社内田医療器が336万円で落札し、7月23日に納品いたしております。

次に、中山支所総合窓口課関係であります。中山支所コンピューター室エアコン増設工事について、有限会社モロユ水道が94万5,000円で請負、完成しました。これにより、室温を24度に保つことが可能となり、安定したサーバー管理が可能となりました。

次に、学校教育課関係であります。まず、国際交流について、名和中学校と姉妹校の韓国大東中学校との交流が20周年になり、7月29日から31日までの3日間の日程で、生徒、保護者、教職員35名が来日されました。29日に大山青年の家で日韓親善交流20周年記念式典を行ない、翌日は、両校の生徒が大山登山をし、お互いに交流を深めました。

中山中学校では、8月4日から16日までの13日間の日程で、生徒5名、引率教員1名が姉妹都市アメリカ合衆国のテメキュラ市を訪問し、ホームステイをしながら、姉妹校のマルガリータミドルスクールと交流をしました。

大山中学校は、韓国襄陽郡交流事業で、8月5日から8日までの4日間の日程で、生徒10名が韓国襄陽郡を訪問し、当地中学校生徒とホームステイ交流を行ないました。

次に、工事関係であります。大山中学校教室・管理棟耐震補強工事を、3,675万円で美保テクノス株式会社が、名和中学校耐震補強及び大規模改修工事を8,137万5,000円で有限会社アカギが請負、施工中であります。

次に、幼児教育課関係であります。「保育所のあり方を考える会」について、8月27日から29日の3日間、3地区で「保育所のあり方を考える会」を開催しました。3日間で延べ88人の参加があり、幼児教育課が試案を示していろいろなご意見をいただきました。これらの意見を参考にしながら、来年度の体制を協議してまいります。

次に、社会教育課関係であります。まず総合文化祭について、6月30日、総合

文化祭実行委員会を開催し、第1回総合文化祭を10月25日、26日に、大山農村環境改善センター、大山農業者トレーニングセンターで開催することを決定しました。また、展示、ステージ発表、物販の専門部会を設置し、それぞれの部門で詳細を検討いただいております。また、実施要項にもとづき、現在作品等を募集中であります。

次に、大山カレッジについてであります。6月19日、生涯学習の新しい取り組みとして、大人のための学校「大山カレッジ」が中山中学校を会場に開講しました。生徒は現在13人で、毎週木曜日の午前中、中学校の学習時間にあわせて国語、数学、英語、音楽、芸術、体育、保健を楽しく、いきいきと学んでおられます。

次に、子ども会リーダー講習会についてであります。7月31日、8月1日1泊2日、大山青年の家で小学校4年から6年生を対象に、野外体験活動をとおして、子ども会リーダーとしての資質を向上させるため、子ども会リーダー講習会を行いました。79人が参加し、ネイチャーゲーム、水鉄砲の製作、赤松の池でのカヌーなど自然の中で、さまざまな活動にチャレンジをいたしました。

次に、大山町・嘉手納町人材育成交流事業についてであります。今年で21年目を迎えた『大山町・沖縄県嘉手納町、人材育成交流事業』を、8月5日から8日までの4日間、町内の全小学校から16人の参加のもと、行いました。

参加した児童は沖縄の歴史や文化、民泊家庭、児童との交流を通じて郷土や友情の大切さについて学び、多くの成果をあげることができました。本年1月には嘉手納町からの訪問団を迎え、スキー交流や大山小学校との交流などを通じて、両町のさらなる発展に寄与したいと考えています。

次に、徴収金関係であります。未収金の縮減に向けて、未収金対策会議において各課が一丸となり、連携を深めながら、20年度は各課の未収金対策マニュアルに沿って、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでおります。今年度これまで実施しました法的処分の主なものは、税金の差押え66件、水道の給水停止2件、給水停止予告6件等であります。

なお、各課の徴収実績は、別添の一覧表のとおりであります。また、6月以降の各課の取り組みについては次のとおりであります。

まず税務課・滞納対策室であります。各税の現年度分徴収については、督促状送付後、納付がない場合に催告書を送付し、なお納付がない場合には、税務課が3班編成で電話催告、臨戸徴収に取り組んでおります。

滞納繰越分につきましては、滞納対策室が中心となり、法的処分を含め徴収に当たっており、不動産、債権等の動産差押に加え8月からは家宅捜索を行い、自動車等の差押を行った他執行停止措置も実施をいたしました。

次に、建設課です。町営住宅家賃の徴収については、電話での督促、臨戸訪問し

面談を繰り返しながら取り組みました。また長期滞納者については、分納確約書を提出いただき、現在入金もしていただいております。

次、幼児教育課です。保育料の徴収については、徴収マニュアルを作成し、それに沿って行っております。督促状の送付、電話催告、臨戸訪問等、保育所とも連携をとりながら行っています。

水道課についてです。水道料金等の徴収については、電話での督促、臨戸訪問をし面談を繰り返しながら徴収に取り組み、6月定例議会以降、水道料金を3ヶ月以上滞納している2世帯について給水停止を実施いたしました。今後も収納率が向上するよう取り組んでまいります。

次、人権推進課です。住宅新築資金等貸付金の徴収につきましては、通常の徴収業務をはじめ、8月には鳥取県に対して、鳥取県償還推進助成対象事業、本事業は、借受人が自己破産をし、裁判所が免責決定を行い、連帯保証人は、生活保護を受けている状況等が対象となるものであります。この事業として、7件について事前協議を行ったところであります。

なお、貸金返還訴訟については、7月に全面勝訴が確定したことにより、不動産の強制競売の申し立てを鳥取地裁米子支部に、9月に行うことといたしております。

学校教育課であります。給食費の滞納分の徴収については、徴収計画を立て、月々の支払額、支払日を定めて訪問徴収を行っています。米子市の該当者も含め、給食センター所長、学校教育課職員が2名ずつチームを組んで取り組んでいるところであります。

以上であります。

続きまして、報告第3号 長期継続契約締結の報告について報告させていただきます。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、リース契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております報告のとおりであります。以上で報告第3号の説明を終わります。

次に、報告第4号 平成19年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告についてであります。

本案は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条の規定により、平成19年度決算に基づく大山町健全化判断比率を議会にご報告するものであります。

健全化判断比率の指数は、実質赤字比率、普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。連結実質赤字比率、これは全会計の実質赤字が標準財政規

模に占める割合であります。3番目として、実質公債費比率、これは一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。4つ目として、将来負担比率、これは一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合であります。この4つの指標で判断するものでありまして、本町の指数はお手元に配布しております別紙のとおりであります。以上で、報告第4号の説明を終わります。

報告第5号 平成19年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告についてであります。

本案は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条の規定により、平成19年度決算に基づく大山町資金不足比率を、議会にご報告するものであります。

資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。本町では、赤字決算の公営企業会計はございませんので、別紙のとおりとなっております。以上で、報告第5号の説明を終わります。

以上で報告を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第105号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第4、議案第105号 工事請負変更契約の締結について（名和中学校耐震補強及び大規模改修工事）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。ただいまご上程いただきました議案第105号 工事請負変更契約の締結について（名和中学校耐震補強及び大規模改修工事）についての提案理由の説明をさせていただきます。

平成20年8月26日付けで名和中学校耐震補強及び大規模改修工事の変更仮契約を締結したところであります。

この工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、名和中学校校舎および体育館の耐震補強工事および校舎の大規模改修工事であります。変更契約金額は、8,591万7,300円で、元請負代金に対する増減額は、454万2,300円の増額です。工期と契約の相手方に変更はありません。

変更の内容は、管理棟屋上の高架水槽の老朽化に伴う取り替えと、体育館の火災報知器の配線替えて、いずれも文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金の補助対象工事となるものであります。

以上で議案第105号の提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第5 議案第106号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第106号 大山町巡回バスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました議案第106号 大山町巡回バスの運行に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、8月20日に開催をされた大山町地域公共交通会議において、本町巡回バスの中山・名和間が接続する前谷での乗り継ぎに適用する運賃の改定が承認されたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、前谷で同時刻に接続をする3便の利用について、乗継便として引き続き利用する場合に限り、乗車1回とみなして運賃を200円とするものであります。

なお、施行日は本年10月1日とするものであります。これで、議案第106号の提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第6 議案第107号～日程第25 議案第126号

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議案第107号 平成19年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、議案第126号 平成19年度大山町索道事業会計決算の認定についてまで、計20件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました議案第107号から議案126号までの提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第107号 平成19年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成19年度大山町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して提案いたしておりますので、認定のほどよろしく願いをいたします。

決算の概要につきましては、決算書159ページの「実質収支に関する調書」に記載をいたしておりますが、歳入総額102億8,315万5,044円に対して、歳出総額99億4,162万9,656円で、歳入歳出差引額3億4,152万5,388円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許費繰越額であります。8,12

1万4,000円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、2億6,031万1,388円であります。

それでは、決算の概要について、歳入からご説明を申し上げます。

平成19年度大山町一般会計歳入決算額は、予算現額103億9,406万5000円に対し、調定額104億1,920万9,963円、収入済額102億8,315万5,044円で、町税3,055万1,591円を不納欠損いたしておりますので、収入未済額は、1億550万3,328円となり、予算額に対して98.9%、調定額に対して98.7%の収入状況となっております。

収入未済額の内訳は、第5款町税で、第5項町民税2,282万146円、第10項固定資産税7,439万8,207円、第15項軽自動車税257万8,700円、第45款分担金及び負担金で、第5項分担金の農林水産業費分担金13万1,802円、第10項負担金の民生費負担金25万8,840円、これは保育料であります。

第50款使用料及び手数料では、第5項使用料の衛生費使用料4万3,006円、土木費使用料437万4円、これは住宅使用料であります。

第85款では、第25項諸収入の雑入で、旧大山地区の給食費90万2,623円の未収となっております。

未収金対策については、昨年度に引き続き副町長をトップとするプロジェクトチームを構成し、税については、新たに、県との税務職員相互併任制度の導入による徴収体制の強化、また法的措置による不動産・動産の差押さえや、高額滞納者を呼び出しての納税相談・分割納付計画の承諾など、昨年以上に強行に進めてきておりますので、議員各位のご理解をお願いする次第であります。

次に歳入の大きなウェイトを占める明細書10ページ、第35款地方交付税ですが、決算額は48億1,593万9,000円で、前年度比、額にして8,897万円の増、率にして1.9%の増でありました。

特に普通交付税は、18年度に比べて約1億2,000万円の増となっており、その大きな理由としては、19年度新たに「頑張る地方応援プログラム」対策として、本町においては約1億6,700万円の措置があったことによるものと分析をいたしております。逆に、特別交付税については、市町村合併によるルール分の措置が大幅に減じたことにより約3,000万円の減となりました。

次に明細書14ページ第55款国庫支出金であります。決算額は5億9,615万6,485円で、前年度比約3億6,000万円の減で、その減の大きな要因として、18年度は名和小学校建設費補助金5億6,819万7,000円があったことが上げられます。

明細書28ページ第90款町債は、決算額12億9,740万円で、前年度比2

0億3,710万円の減であります。この減の大きな要因としては、前年度は、情報基盤整備事業の財源としての15億7,940万円、名和小学校統合校舎建設事業の財源として9億7,330万円の借入れがあったこととあります。

次に、歳出の概要について、ご説明申し上げます。

総括表6ページになりますが、平成19年度の一般会計歳出決算額は、予算現額103億9,406万5,000円に対し、支出済額99億4,162万9,656円で、予算現額に対します執行率は、95.6%であります。また、翌年度に繰り越す額2億2,834万6,000円を控除した不用額は2億2,408万9,344円であります。

歳出決算の内訳を性質別に見ますと、平成19年度決算審査資料の10ページにありますように普通建設事業費が15億3,650万3,000円で、平成18年度に比べ約27億5,000万円の減となっておりますが、情報通信基盤整備事業及び名和小学校校舎等新築事業の減が大きな減少理由であります。

また、積立金が約1億5,000万円の増となっておりますが、これは19年度において、初めて合併振興基金を積み立てたことによるものであります。

人件費は18億6,631万9,000円の決算で、前年度に比べ1.5%の増となっております。その理由として、早期退職者にかかる退職手当組合負担金の増などが増加要因となっているところであります。

普通建設事業の主なものは、情報通信基盤整備事業の繰越分が、2億8,236万円、中山小学校耐震補強及び大規模改修事業2億6,343万4,000円、大山中学校技術棟改築事業が1億4,492万1,000円、県営畑地帯総合整備事業負担金が1億1,398万1,000円、町道文珠領線、種原大野線ほか道路整備臨時交付金事業1億1,101万5,000円、御崎漁港整備事業が6,764万1,000円、御来屋漁港整備事業4,476万6,000円、大山恵みの里づくり計画推進事業5,423万3,000円などであります。

平成19年度における大山町の財政指標を決算統計に基づき申し上げます。決算審査資料13ページに記載をいたしておりますが、普通会計ベースで、経常収支比率が87.7%、起債制限比率が13.6%、実質公債費比率が16.1%、公債費比率が17.1%となっております。

以上、平成19年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げますが、詳細につきましては、お手元に配付の平成19年度決算審査資料をご覧くださいますようお願いいたします。

これで、議案第107号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第108号 平成19年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入 82 万 2, 563 円、歳出 82 万 885 円で、歳入歳出差引残額は 1, 678 円であります。

歳入につきまして、ご説明をいたします。

第 5 款財産収入の利子及び配当金 82 万 885 円は、土地開発基金から生じた利子であります。

第 15 款繰越金 794 円は、平成 18 年度からの繰越金であります。

第 20 款諸収入 884 円は、預金利子であります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

第 5 款諸支出金、第 5 項公有財産取得費の土地取得費 82 万 885 円は、歳入で説明いたしました土地開発基金利子を土地開発基金に積立するため繰り出したものであります。

なお、土地開発基金の現金残高は、平成 19 年度末現在 2 億 6, 606 万 2, 700 円となっております。

以上で、議案第 108 号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第 109 号 平成 19 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額が 4, 000 万 2, 650 円で、歳出総額は、4, 000 万 2, 230 円で、歳入歳出差引額は 420 円であります。

はじめに、歳入の主なものについてご説明いたします。

第 5 款県支出金 342 万 4, 000 円は、県からの貸付事業に係る補助金であります。

第 10 款繰入金 420 万円は、一般会計からの繰入金であります。

第 20 款諸収入の主なものは、貸付金元利収入で、3, 207 万 9, 731 円あります。

不納欠損額は、351 万 4, 631 円で、収入未済額は、3 億 346 万 4, 902 円となっております。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

第 5 款総務費 66 万 3, 564 円は、貸付償還に係る事務費であります。

第 10 款公債費 3, 933 万 8, 666 円は、元利償還金であります。

これで、議案第 109 号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第 110 号 平成 19 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

歳入の決算総額 2, 264 万 4, 268 円に対し、歳出決算総額は 1, 281 万 4, 960 円で差引残額 982 万 9, 308 円を平成 20 年度大山町開拓専用水道特別会計に繰越しいたしております。

歳入についてご説明いたします。

第5款管理収入1,309万7,248円は、計量給水料金であります。

第10款使用料及び手数料はありません。

第15款寄付金40万円は、新規加入者2名からの寄付であります。

第20款繰越金858万9,827円は、前年度繰越金であります。

第25款諸収入55万7,193円は、預金利子、県営汗入4期地区農免農道整備工事に伴う物件移転補償、開拓水道施設管理負担金が主なものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費1,281万4,960円は、萩原地区水道管更新工事、農免農道整備工事に伴う水道管移転工事などの維持管理に要した経費であります。

第90款予備費からの支出はありません。以上で議案第110号の説明を終わります。

次に、議案第111号「平成19年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由の説明を申し上げます。

本施設については19年度から指定管理者制度を導入したところでありますが、有料利用者数は1万1,888人で、18年度の1万899人に対して9%の増となりました。

さて決算の状況であります。歳入総額1,503万4,263円、歳出総額1,503万4,263円で歳入歳出差し引き0円であります。

まず歳入ですが、第10款繰越金は前年度からの繰越金19万7,600円、第15款諸収入では一般会計繰入金1,483万6,522円、預金利子141円あります。

一般会計からの繰入金であります。18年度の決算額2,457万9,576円に比べ約970万円の減となっております。

続いて歳出であります。第5款総務費はすべて施設管理費で、1,503万4,263円の決算で、このうち指定管理料は1,303万円となっております。これで、議案第111号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第112号「平成19年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

この会計は、高齢者や障害者の住宅を整備する資金の貸付事業の特別会計で、既に貸付事業を終了し、起債の償還も終了し、現在は貸付未収金の徴収に係る特別会計であります。

決算額は、歳入総額が7万2,563円、歳出総額が7万2,000円で歳入歳出差引563円の残となっております。歳入の主なものについては、貸付金元利収

入7万2,000円であり、歳出の主なものについては、一般会計繰出金7万2,000円であります。以上で議案第112号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第113号 平成19年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

歳入歳出の決算総額は、それぞれ550万8,823円であります。

歳入についてご説明いたします。

第10款使用料及び手数料の252万2,774円は、水道使用料であります。

第20款繰入金298万4,527円は、一般会計繰入金であります。

第25款繰越金939円は、前年度繰越金であります。

第30款諸収入583円は、預金利子であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款維持管理費267万25円は、施設の維持管理費に要した経費であります。

第15款公債費283万8,798円は、借入金の元利償還金であります。

第20款予備費からの支出はありません。以上で議案第113号の説明を終わります。

続いて、議案第114号 平成19年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明を申し上げます。

本会計におきまして、歳入の総額24億6,856万1,843円、歳出の総額23億5,540万6,796円となり、歳入歳出差引残額1億1,315万5,047円を翌年度に繰越すものであります。

歳入から款をおって主なものを説明いたします。

第5款国民健康保険税の収入済額は6億3,655万5,548円で、収納率は現年度分が94.30%、過年度分が23.22%であります。112万円を不納欠損しており、収入未済額は1億4,984万2,219円あります。

第10款使用料及び手数料15万9,280円は、督促手数料であります。

第15款国庫支出金7億4,118万7,218円の内訳は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金及び後期高齢者医療制度補助金であります。

第20款療養給付費等交付金3億2,212万7,000円は、退職被保険者の医療費に係る交付金であります。

第25款県支出金1億1,138万4,434円は、高額医療費共同事業県負担金および財政調整交付金であります。

第30款共同事業交付金3億2,304万8,325円は、80万円以上の高額医療費共同事業に係る交付金及び30万円以上のレセプトに係わる保険財政共同安定化事業交付金であります。

第35款財産収入129万7,348円は、積立預金利子であります。

第45款繰入金1億7,980万3,905円は、保険税軽減分、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金であります。

第50款繰越金1億5,175万4,666円は、前年度の決算による繰越金であります。

第55款諸収入124万4,119円は、交通事故による第三者行為の返還金が主なものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費5,555万4,985円は、職員給与費、電算共同処理に係る委託料、国保連合会負担金が主なものであります。

第10款保険給付費15億752万3,352円は、各種医療費及びその審査支払手数料、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費に支出しております。

保険給付費は一般で年間1人当たり24万1,000円、退職者で32万5,000円、老人で63万1,000円となっております。

第15款老人保健拠出金3億2,581万4,235円は、社会保険支払基金への国保老人分としての負担金であります。

第20款介護納付金1億2,352万8,937円は、介護給付費に係る社会保険支払基金への負担金であります。

第25款共同事業拠出金3億72万5,374円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係わる負担金であります。

第30款保健事業費1,860万1,174円は、医療費通知作成委託料、人間ドック委託料、総合健康づくり事業に係る報償費、需用費が主なものであります。

第35款基金積立金を129万7,348円としております。

第45款 諸支出金2,236万1,391円は、保険税の還付金及び前年度実績に伴う補助金の償還金であります。以上で議案第114号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第115号 平成19年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、町内の名和診療所・大山口診療所・大山口リハビリセンター・大山診療所の4診療所の施設勘定決算であります。歳入総額4億7,749万6,374円、歳出総額4億3,824万7,907円で、歳入歳出差引残額3,924万8,467円となっております。

歳入から主なものを説明をいたします。

第5款診療収入3億6,575万6,064円は、入院・外来診療報酬収入及び一部負担金収入が主なものであります。

第10款使用料及び手数料1,770万4,244円は、文書料、健康診断料及び予防接種手数料であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費2億1,079万1,112円は、職員の人件費、代診医師の報償費及び医療事務委託料が主なものであります。

第10款医業費1億9,695万2,215円は、医薬品代、各種検査委託料及び医療機器の借上料であります。以上で議案第115号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** ここで暫時休憩をします。再開は11時15分から。

**午前10時58分 休憩**

**午前11時18分 再開**

**○議長（鹿島 功君）** 再開いたします。それでは引き続き説明をお願いします。

**○町長（山口隆之君）** それでは引き続き提案理由のご説明を申し上げます。

議案第116号 平成19年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本会計の歳入総額は21億2,021万4,187円、歳出総額は、21億8,727万8,916円で歳入歳出不足額6,706万4,729円については、翌年度歳入を繰上げしております。

第5款支払基金交付金10億9,609万8,000円は、社会保険診療報酬支払基金から老人医療費に係る交付金と、審査支払手数料交付金であります。

第10款国庫支出金6億6,963万5,840円は、医療費に係る国庫負担金であります。

第15款県支出金1億6,863万円は、医療費に係る県負担金であります。

第20款繰入金1億8,104万5,000円は、医療費に係る町負担分を一般会計から繰入れたものであります。

第25款繰越金446万5,209円は前年度からの繰越金であります。

第30款諸収入34万138円は預金利子でございます。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款医療諸費21億6,757万828円は、医療給付費・医療支給費・高額医療費及び審査支払手数料であります。

第10款諸支出金1,970万8,088円は、前年度実績に伴う交付金の償還金であります。以上で議案第116号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第117号平成19年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

本会計におきまして、歳入総額 1 7 億 3, 2 9 8 万 5, 7 6 6 円、歳出総額 1 7 億 2, 4 1 3 万 3, 0 1 0 円で、歳入歳出差引 8 8 5 万 2, 7 5 6 円の残額となっております。

歳入から款をおってご説明をいたします。

第 5 款介護保険料の収入済額は、2 億 7, 1 3 4 万 4, 1 6 8 円、収入未済額は 6 0 6 万 7, 8 8 6 円であります。第 1 0 款使用料及び手数料 3 万 7, 0 4 0 円は督促手数料であります。

第 1 5 款国庫支出金 4 億 2, 1 1 3 万 1, 5 0 8 円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る国庫負担金及び調整交付金が主なものであります。

第 2 0 款支払基金交付金 4 億 9, 9 1 2 万 2 2 1 円は、第 2 号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付されたものであります。

第 2 5 款県支出金 2 億 5, 1 0 7 万 6, 6 4 7 円は、介護給付費及び地域支援事業費の県負担金として交付されたものであります。

第 3 0 款繰入金 2 億 6, 6 0 4 万 6, 8 5 9 円は介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担及び職員給与費等を一般会計から繰入れしたものであります。

第 3 5 款繰越金 1, 7 7 2 万 5, 6 5 2 円は前年度決算によるものであります。

第 4 0 款諸収入 5 0 万 3, 6 7 1 円は介護予防事業の利用者負担金が主なものであります。

第 4 5 款町債 6 0 0 万円は、介護給付費の歳出増が、保険料等の歳入増を上回り、財政不足が見込まれたため、鳥取県介護保険財政安定化基金より貸付を受けたものであります。

次に歳出について説明いたします。

第 5 款総務費 3, 5 4 6 万 6, 5 5 9 円は、職員の人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成料委託料が主なものであります。

第 1 0 款保険給付費 1 6 億 9 2 2 万 5, 3 8 5 円は、介護サービス等諸費、低所得者の方を対象とした特定入所者介護サービス費、高額介護サービス等費、介護予防サービス等諸費、国保連への審査支払手数料に支出しております。

第 1 5 款地域支援事業費 5, 8 5 5 万 6 6 8 円は、地域で自立した生活をおくることを支援する介護予防事業費や包括支援・任意事業費として支出いたしております。

第 2 0 款財政安定化基金拠出金 1 5 2 万 7, 5 9 8 円は、鳥取県介護保険財政安定化基金条例に基づき拠出したものであります。

第 2 5 款公債費 1, 1 3 2 万 7, 0 0 0 円は、鳥取県介護保険財政安定化基金からの借入金の償還金であります。1 9 年度の借入金 6 0 0 万円につきましても 2 0

年度から3年間で償還してまいります。

第30款諸支出金803万5,800円は、第1号被保険者の死亡・転出等に伴う介護保険料の還付金、前年度実績による国・県介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の返還金であります。

以上で議案第117号の提案理由の説明を終わります。

議案第118号平成19年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山診療所の介護保険サービス事業施設勘定決算であります。歳入総額2,637万3,458円、歳出総額2,573万4,210円で、歳入歳出差引残額63万9,248円となっております。

歳入から主なものを説明いたします。

第5款サービス収入1,975万2,506円は、介護給付費収入及び一部負担金収入が主なものであります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第10款サービス事業費2,170万3,198円は、医師及び看護師等嘱託職員の人件費と光熱水費であります。

以上で議案第118号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第119号平成19年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入の決算総額4億6,714万9,155円に対し、歳出決算総額4億6,694万6,183円で歳入歳出差引残額20万2,972円は平成20年度大山町農業集落排水事業特別会計へ繰越をいたしております。

歳入についてご説明いたします。

第5款分担金及び負担金198万7,560円は、加入分担金であります。

第10款使用料及び手数料1億155万6,456円は、下水道使用料であります。

第25款繰入金3億4,903万2,000円は、一般会計からの繰入金であります。

第30款繰越金97万3,474円は、前年度からの繰越金であります。

第35款諸収入1,359万9,665円は、預金利子、消費税還付金、県道旧奈和西坪線改良工事に伴う下水道施設移転補償費が主なものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費1億106万8,684円は、処理場等の施設管理、修繕等に要した経費であります。

第10款公債費3億6,587万4,349円は、起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金3,150円は、過誤徴収の使用料還付をおこなったものであります。

第90款予備費からの支出はありません。以上で議案第119号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第120号 平成19年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明いたします。

歳入の決算総額4億9,558万3,770円に対し、歳出決算総額は4億9,509万6,666円で歳入歳出差引残額48万7,104円は平成20年度大山町公共下水道事業特別会計へ繰越をいたしております。

歳入についてご説明いたします。

第5款分担金及び負担金2,190万円は、加入分担金であります。

第10款使用料及び手数料9,833万7,578円は、下水道使用料であります。

第15款国庫支出金3,000万円は、公共下水道事業に対する補助金であります。

第20款繰入金3億2,305万4,000円は、一般会計からの繰入金であります。

第25款繰越金3万9,502円は、前年度からの繰越金であります。

第30款諸収入505万2,690円は、預金利子、消費税還付金が主なものであります。

第35款町債1,720万円は、当会計事業費に充当いたしております。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費1億6,048万1,478円は処理場等の施設管理と名和地区の公共下水道工事等に要した経費であります。

第10款公債費3億3,460万1,643円は、起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金1万3,545円は、下水道使用料還付金であります。

第90款予備費は支出が無く全額不要額としております。以上で議案第120号の説明を終わります。

続いて議案第121号 平成19年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の決算総額5,518万8,200円に対し、歳出決算総額は、5,076万4,068円で、歳入歳出差引残額は、442万4,132円であります。

歳入についてご説明いたします。

第5款県支出金165万211円は、事業に着手しました平成15年度、平成16年度に借入れした起債の償還利息330万423円に対する利子補給補助金であ

ります。

第10款繰越金1,516万5,421円は、前年度繰越金であります。

第15款諸収入3,837万2,568円は、本会計の預金利息、売電収入、雷による建物災害共済金であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費4,677万3,742円は、電気主任技術者賃金等、雷被害等による施設修繕費、維持管理に係る電気料金や通信経費、保守点検業務委託料、消費税、風力発電基金積立金が主なものであります。

第10款公債費399万326円は、起債償還金の元金及び利子であります。

これで議案第121号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第122号 平成19年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明を申し上げます。

なかやま温泉「ゆーゆー倶楽部ナスパル」は、平成19年度より指定管理者により運営いたしております。年間入浴者数は8万9,641人で、前年度の8万9,133人を若干ではありますが上回ることができました。

決算内容であります。歳入の収入済み額が535万1,932円、歳出の支出済み額が535万428円で、歳入歳出差引残額は1,504円となりました。

歳入の内訳であります。主なものは、指定管理者やナスパルタウン居住者からの温泉使用料302万6,835円、一般会計繰入金50万9,000円です。

歳出では、温泉館の指定管理委託料350万円、消費税115万4,600円が主なものであります。

以上で、議案第122号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第123号 平成19年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

この会計は、分譲宅地「ナスパルタウン」「御来屋団地」「東岡山団地」の維持管理、販売を行う会計であります。

歳入の決算総額1億3,802万3,650円に対し、歳出の決算総額6,779万7,444円で、差引残額7,022万6,206円を翌年度に繰り越すものであります。

多額の繰越の大きな要因は、「ナスパルタウン」の起債元金償還が平成16年度まで据置期間であったため発生をせず、土地の売り払い収入が積み重なったことによるものです。

歳入についてご説明をいたします。

第5款財産収入5,815万2,000円は、土地売り払い収入であり、内訳は

「ナスパルタウン」 9 区画分と「御来屋団地」 1 区画分であります。

第 15 款繰越金 7, 916 万 1, 403 円は前年度繰越金であります。

第 20 款諸収入 71 万 247 円は、町預金利子 18 万 5, 247 円と「ナスパルタウン」の宅地分譲契約解除違約金 52 万 5, 000 円であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第 5 款宅地造成事業費 735 万 7, 001 円の主なものは、紹介者への謝礼金、パンフレットの印刷代など販売促進費 126 万 6, 621 円、維持管理委託料 13 万 3, 980 円、ごみ置場設置工事などの工事請負費 70 万 1, 400 円、「ナスパルタウン」の宅地分譲契約解除に伴う宅地の買い戻しのための公有財産購入費 52 万 5, 000 円であります。

第 10 款公債費 6, 044 万 443 円は、起債の元金償還金 5, 630 万円と償還金利子 414 万 443 円であります。

第 20 款予備費につきましては、支出はなく全額不要額といたしております。

以上で議案第 123 号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第 124 号「平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由の説明を申し上げます。

歳入の決算総額 1 億 2, 923 万 3, 240 円に対し、歳出決算総額は、1 億 2, 883 万 6, 340 円で、歳入歳出差引残額は、39 万 6, 900 円であります。

歳入についてご説明いたします。

第 5 款分担金及び負担金 33 万円は、新規引込工事を行なった加入者の負担金であります。

第 15 款財産収入 4, 469 万円は、中海テレビ放送への施設貸付料であります。

第 20 款繰入金 8, 162 万 7, 224 円は、起債償還金相当、人件費、その他一般会計からの繰入金であります。

第 30 款諸収入 258 万 6, 016 円は、支障移転工事の補償金等であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第 5 款総務費 9, 304 万 3, 749 円は、人件費、ケーブル等の修繕費、施設の保守委託料、電柱等の使用料、支障移転工事費、編集機材の購入費等が主なものであります。

第 10 款公債費 3, 579 万 2, 591 円は、起債償還金の元金及び利子であります。

これで、議案第 124 号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第 125 号「平成 19 年度水道事業会計決算認定について提案理由の説明をいたします。

はじめに、業務の状況ですが、給水栓数 5, 520 栓、給水人口 1 万 6, 157

人に給水、年間総給水量151万6,029立方メートルを供給し有収率は85%でした。

経理の状況につきまして、決算報告書1ページ(1)収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益で2億3,379万3,013円、支出の第1款水道事業費用では2億5,940万571円であります。

次に、(2)資本的収入及び支出の資本的収入では企業債の借入820万円、水道管の移転補償費が県道赤崎大山線改良工事等で853万7,543円、企業債の元金補助として補助金3,046万5,045円で第1款資本的収入合計が5,720万2,588円であります。

続いて、資本的支出では、飯戸地区簡易水道統合整備工事等による建設改良費が4,618万3,977円、企業債償還金が8,959万2,768円で第1款資本的支出合計が1億3,577万6,745円となり資本的収支の不足する額7,857万4,157円は、過年度分消費税資本的収支調整額106万6,185円と過年度分損益勘定留保資金7,750万7,972円で補填いたしております。

続いて収益的収支の詳細ですが、決算報告書5ページ収益費用明細書により説明をいたします。

第1款水道事業収益の中の営業収益で主なものは、水道使用料で2億516万2,160円、その他営業収益の他会計負担金の671万3,160円は消火栓維持管理負担金、開拓専用水道管理負担金等であります。

次に、営業外収益の他会計補助金948万7,298円は、企業債の利息の補助を一般会計から受けたものであります。

また、雑収益のその他雑収益37万4,797円は過年度消費税還付金が主なものであります。

次に、第1款水道事業費用ですが、営業費用の原水及び浄水費の委託料554万6,200円は水質検査料金、動力費の1,449万4,258円は水源池等の電気料金であります。

続いて、配水及び給水費は職員3名分の給料、手当等とメーター検針に要する委託料506万円、その他配水管修繕等に要した修繕費2,519万3,828円で主な修繕工事は、中山地区JR山陰本線住吉第2踏切地下に埋設した配水管更新であります。

次の、総係費につきましては職員3名分の給料、手当等と減価償却費8,318万6,242円は構築物等の減価償却費であります。

資産減耗費はありません、その他営業費用6万5,615円は過年度分料金減額還付金であります。

続いて、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息5,969万4,113円は財務省と公営企業金融公庫への企業債の利息、雑支出のその他雑支出1

2万9,198円は控除対象外消費税の精算であります。

次の、特別損失の臨時損失はありません。過年度損益修正損766万5,315円は、過年度料金を欠損したものであります。以上で、議案第125号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第126号 平成19年度大山町索道事業会計決算の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

平成19年度は昨年同様、大山スキー場開き祭、12月23日に行っておりますが、この時には滑走可能な積雪がなく、12月31日からの営業となりました。積雪量は、昨シーズン当初には1mに及ばない程度でしたが1月下旬になると本格的な冬型の気圧配置に恵まれ安定した積雪量となり、3月23日のシーズン終了まで、雪不足を心配することなく営業を行いました。

リフト営業は、12月31日から3月23日までの84日間、前年度は50日間でありました。この期間の営業日数となり、入り込み客数は、全国的にスキー離れや趣味の多様化などによりスキー人口も減少傾向のなか、昨年から実施の平日駐車料金無料化やリフト半日券の料金改定の取り組み効果により、平日は例年並みの客数でしたが、シーズンを通しては週末に悪天候になるなど、天候サイクルが悪く例年の半分にしか達しませんでした。

大山スキー場全体の入り込み客数は17万人で、対前年度比28.8%増でしたが、積雪が十分にあった対前々年度比は77.2%で、昨年度に続き20万人を下回る状態となりました。

決算の内容は、索道事業収益が1億3,147万1,644円、食堂部門であります附帯事業収益が2,996万9,005円で、合計1億6,144万649円となり、対前年度比135.98%、大山全体では108.87%であります。ということになり、雪不足の対前年度比4,271万5,819円の増収となりましたが、対前々年度比では3,781万2,235円の減収となりました。

一方、支出は、リフト部門・レストラン部門と人件費削減等経費節減に努めたことで、索道事業費用が9,296万2,904円、附帯事業費用が3,732万7,114円で、合計1億3,029万18円となり、対前年度比2,570万3,717円の節減に努めた結果、3,115万631円の純利益となりました。

以上により、翌年度繰り越し欠損金は5億9,165万8,468円、長短期の借入金は無しとなっております。

スキー場経営は全国的に大変厳しい状況が続いておりますが、イベント・広告宣伝の充実、経営合理化策の実践等により引き続き黒字経営を目指す考えでございます。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

以上で議案第126号の提案理由の説明を終わります。以上で終わります。

---

**○議長（鹿島 功君）** 決算に関する議案について提案理由の説明が終わりましたので、監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 椎木喜久男君。

**○代表監査委員（椎木喜久男君）** 平成19年度の監査しました審査報告の審査結果

を報告したいと思いますが、この審査にあたりまして、課長さん並びに担当職員の方に大変お世話になりまして、資料の提出なり作成などいろいろとご面倒かけましたが、本当にありがとうございました。

そこで平成19年度の大山町歳入歳出決算審査の意見書を作成しましたのでご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成19年度大山町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況について審査したので、下記のとおり意見を付します。

審査の概要でございますが、審査の対象は、一般会計から特別会計の17件、そして企業会計の2件について審査しましたので、ご報告したいと思います。

審査の対象としまして、そこに掲げております一般会計1件、特別会計17件、その他企業会計を2件について伺いました。

まず一般会計でございますが、一般会計の歳入歳出決算の総額は、一般会計と特別会計とを合わせまして、歳入184億8,340万1,749円、歳出179億6,147万4,785円、差引しますと5億2,192万6,964円となっております。先ほど町長さんから詳しく中身について説明がありましたので、その下の表を見ていただきますと、一般会計で申しますと歳入が102億8,315万5,044円、歳出が99億4,162万9,656円、差引で3億4,152万5,388円、特別会計でみますと82億24万6,705円、歳出が80億1,984万5,129円、差引で、1億8,040万1,576円となっております。したがって、その合計しますと先ほど申し上げました金額になります。

審査の期間でございますが、平成20年7月28日から8月の8日までのうちの9日間でございます。

審査の場所は、大山町役場議会図書室。審査の出席者は、説明者を含めまして代表幹事監事でありますわたしと尾古監事、そして総務課長ほか各担当課長並びに担当職員ということでございます。

審査の方法ですが、この審査にあたっては、町長から提出された平成19年度歳入歳出決算書及び事項別明細書・実質収支に関する調書、財産に関する調書について、(1)でございますが、決算計数は、正確で誤りはないか。(2)予算の執行は、関係法令等に基づき効果的かつ的確になされているか。(3)収入支出事務は、関係法令等に基づき適正かつ計画的、効率的に処理されているか。(4)財産管理及び主要事業の各状況について、それぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合その他必要と認める関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、併せて別途実施した例月出納検査をも勘案し、慎重に審査を行いました。

次に、第2審査の結果でございますが、第1点としまして、決算計数について

審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書、その他の書類は、関係法令に準拠して調整されており、計数も誤りは認められず決算は適正に表示されているものと認められた。なお、財産に関する調書の計数についても誤りは認められず、適正に管理運営されているものと認めることができました。

二つ、執行状況について、平成19年度は、中山小学校の耐震補強及び大規模改修工事、大山中学校技術棟改築工事、明許繰越しした情報通信基盤整備事業等の大型投資的事業や、大山恵みの里づくり計画推進事業を実施されました。国の危機的な財政状況や交付税制度の見直しによる影響も懸念されましたが、適確な情報収集と堅実な財政運営により、その懸念も払拭され、近年になく安定した財政運営となっている。その他の福祉・教育・医療・住環境整備などにおいても、施政方針に従って適正に執行されており、町勢進展のための努力が見受けられます。

次に第3の会計別執行状況であります。第1、一般会計、先ほども町長さんの方から内容については詳しく申し上げられましたので、簡単に申し上げたいと思いますが、平成19年度一般会計歳入総額は102億8,315万5,044円、歳出総額は99億4,162万9,656円で、歳入歳出差引残額は3億4,152万5,388円となっております。

まず(1)の歳入ですが、本会計歳入決算は、予算現額103億9,406万5,000円に対し、調定額は104億1,920万9,963円、収入済額102億8,315万5,044円で、不納欠損額が3,055万1,591円あるため、収入未済額は1億550万3,328円となり、予算額に対して98.9%、調定額に対して98.7%の収入状況となっております。

収入未済額の主なものは、法人町民税を含めた町民税2,282万146円、固定資産税7,439万8,207円、軽自動車税257万8,700円、住宅使用料437万4円等で、その内訳は、現年度分2,474万3,650円、過年度分8,075万9,678円であります。別表の方に、最後の方の別表に、別表3に書いておりますのでご覧下さい。

滞納対策については、担当課は、県との税務職員相互併任制度の導入や法的措置の執行等、総力を結集して取り組まれており、その努力に敬意を表します。その内容につきましても、先ほど町長さんの説明の中にも厳しい措置が施されたというこちを説明がありましたので、再確認していただきたいと思っております。

現年度分、過年度分のいずれも収入未済額は、18年度に比べ大きく減少したかに感がありますが、これは不納欠損額の増加額とほぼ同額であり、収入未済額はほぼ横ばいの状況にあります。

(2)の歳出、歳出決算は、予算現額103億9,406万5,000円に対し、支出済額が99億4,162万9,656円、翌年度繰越額が2億2,834万

6,000円、不用額が2億2,408万9,344円となっている。不用額は18年度2億7,196万2,409円から、4,787万3,065円を縮減しています。予算額に対する執行率は95.6%で、18年度執行率93.6%と比べ2.0%の向上となっています。

次に、特別会計の中で2番としまして、そこから入ります。2番の土地取得特別会計、本会計決算は歳入総額82万2,563円に対し、歳出総額は82万885円であり、歳入歳出差引額は1,678円となっています。

3、住宅新築資金等貸付事業特別会計、本会計決算は歳入総額4千万2,650円に対し、歳出総額は4,000万2,230円で、歳入歳出差引額は420円となっている。351万4631円の不納欠損額があります。

貸付金元利収入において、収入未済額が3億346万4,902円あり、これは町の滞納総額6億1,211万2,485円のうちの49.6%に相当するものがあります。19年度には法的手段も講じられ、未収金対策への努力は伺えるものの、一般会計からの繰入金により、収支が保たれている状況にあり、引き続き未収金対策の強化に努められたいと思います。

次、4、開拓専用水道特別会計、本会計決算は歳入総額2,264万4,268円に対し、歳出総額は1,281万4,960円であり、歳入歳出差引額は982万9,308円となっている。管理収入で53万9,816円の収入未済額があります。

5番、地域休養施設特別会計でございますが、平成19年度から、施設管理について指定管理者制度を導入した結果、決算総額が減少した。本会計決算は歳入総額1,503万4,263円に対し、歳出総額は1,503万4,263円であり、歳入歳出差引額は0円となっている。

6、老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計、本会計は昭和60年度で貸付を終了し、現在は償還事務のみを行う会計であります。歳入総額7万2,563円に対し、歳出総額は7万2,000円でございます。歳入歳出差引額は563円となっており、貸付金元利収入において、収入未済額が148万8,154円あります。

7番、簡易水道事業特別会計、本会計決算は歳入総額550万8,823円に対し、歳出総額は550万8,823円であり、歳入歳出差引額は0円となっております。

8番、国民健康保険特別会計、本会計決算は歳入総額24億6,856万1,843円に対し、歳出総額は23億5,540万6,796円であり、歳入歳出差引額は1億1,315万5,047円となっております。

国民健康保険税の収入状況は、予算現額で6億117万4,000円に対し、調

定額は7億8,751万7,767円、収入済額は6億3,655万5,548円で、国民健康保険税において、不納欠損額が112万円ちょうどあります。収入未済額は1億4,984万2,219円となり、徴収率は調定額に対して80.8%となっています。これは平成18年度徴収率を0.2%下回っております。

9番目、国民健康保険診療所特別会計、本会計決算は歳入総額4億7,749万6,374円に対し、歳出総額は4億3,824万7,907円であり、歳入歳出差引額は3,924万8,467円となっている。19年度途中で、大山診療所の医師の交代等により、診療収入のうち入院収入は18年度に比べ減少しています。この減少をみますと、大山診療所の当初予算が492万あったものが、実際には、19万5,858円ということでここで472万4,142円の収入不足ができています。

10番、老人保健特別会計、本会計決算は歳入総額21億2,021万4,187円に対し、歳出総額は21億8,727万8,916円であり、歳入歳出差引額に6,706万4,729円の不足を生じたため、翌年度歳入繰上充用金6,706万4,729円で収支の均衡が保たれています。

11、介護保険特別会計、本会計決算は歳入総額17億3,298万5,766円に対し、歳出総額は17億2,413万3,010円であり、歳入歳出差引額は885万2,756円となっています。介護保険料、手数料で608万7966円の収入未済額があり、介護保険料12万700円を不納欠損しております。

**○議長(鹿島 功君)** ここで途中ではありありますが、暫時休憩に入ります。再開は13時30分としたいと思います。

**午後12時05分 休憩**

---

**午後13時30分 再開**

**○議長(鹿島 功君)** 再開いたします。それでは午前中に引き続き、監査委員さんの報告をお願いします。

**○代表監査委員(椎木喜久男君)** それでは午前中に引き続きまして12番の介護保険事業特別会計からやりたいと思います。

本会計決算は歳入総額2,637万3,458円に対し、歳出総額は2,573万4,210円であり、歳入歳出差引額は63万9,248円となっております。

13、農業集落排水事業特別会計、本会計決算は歳入総額4億6,714万9,155円に対し、歳出総額は4億6,694万6,183円であり、歳入歳出差引額は20万2,972円となっている。分担金、使用料、雑入で、収入未済額が365万9,656円あります。

14、公共下水道事業特別会計、本会計決算は歳入総額4億9,558万3,7

70円に対し、歳出総額は4億9,509万6,666円であり、歳入歳出差引額は48万7,104円となっております。分担金、使用料で、収入未済額が1,432万2,092円あります。また、分担金において不納欠損を140万8,200円を行ってあります。

15、風力発電事業特別会計、本会計決算は歳入総額5,518万8,200円に対し、歳出総額は5,076万4,068円であり、歳入歳出差引額は442万4,132円となっております。

16、温泉事業特別会計、本会計決算は歳入総額535万1,932円に対し、歳出総額は535万428円であり、歳入歳出差引額は1,504円となっております。

17、宅地造成事業特別会計、本会計決算は歳入総額1億3,802万3,650円に対し、歳出総額は6,779万7,444円であり、歳入歳出差引額は7,022万6,206円となっております。

18、情報通信事業特別会計、本会計決算は歳入総額1億2,923万3,240円に対し、歳出総額は1億2,883万6,340円であり、歳入歳出差引額は39万6,900円となっております。

次に第4の資金運用状況について、ご報告いたします。平成19年度における一般会計及び特別会計の収支実績及び資金運用状況は、別途実施した例月出納検査をも勘案し、適正に行われているものと認めました。

基金は、当初合併後4年程度で皆減すると試算されていたが、平成19年度末基金現在高31億5,477万7,000円と堅実な運用が図られている。今後も、厳しい財政運営となることが予測されるが、安易に取崩することなく、その運用については慎重に対処されたいと思います。

第5、財産管理の状況について、町有財産は、公有財産、物品、債権、基金に大別され、財産に関する調書のとおりであり、適正に管理されているものと認めた。

第6、主要事業の執行状況について、御崎漁港整備事業、御来屋漁港整備事業、小中学校施設耐震補強事業など、一部には翌年度に明許繰越された事業もあるが、概ね適切に執行されているものと認めました。

第7、指摘事項でございますが、指摘事項では、(1)例年と同様な指摘ではあるが、町民税・固定資産税・国民健康保険税等の町税、町営住宅使用料、住宅新築資金等貸付金、介護保険料、農業集落排水事業使用料、公共下水道事業使用料、水道料など、およそ6億2,000万円に及ぶ未収金対策を積極的に行なうこと。特に未収金が年々増加の傾向にある固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、上下水道料については、法的措置への着手やその原因究明に努め、新たな未収が発生しないよう対策を講じること。

(2) 遊休町有地については、処分のため平成19年度に競争入札に付されるなど、その努力は認めるものの、議会町有地等活用調査特別委員会から提言があるように、利活用の予定のないもの、管理に著しい経費を要するものにおいては、労力や経費削減のため、売却を含めた処分を検討され、財源の確保に努められたい。

(3) 農業集落排水・公共下水道事業とも、すべての環境整備を終え、供用開始されているが、今後は加入促進及び接続率の向上、過去に借り入れた高利な起債の借換え等に努め、自助努力により、他会計からの繰入金に依存する会計運営の改善を図られたい。

(4) 新たに平成19年度から、社会体育施設、温泉施設、地域休養施設等において指定管理者制度を導入し、管理経費の削減に成果をあげてこられた。一方、直営管理時と比較し、維持管理やサービスにおいて、著しく低下したという町民の声を聞くので、その改善について検討をされたい。

(5) 合併により、町の面積、町民の数、集落数、管理施設、環境等が急激に変化しました。職員がこれらのすべてを掌握することは困難であると理解はするものの、職員が新大山町のことを知らないという事態に直面する機会があります。

また、職員の来客者に対するあいさつや接遇方法についても、いまだ不十分なところがあると認識するので、住民サービスや職員資質の向上、人材育成の観点から、現場を知る機会づくりや接遇研修、職員研修等の充実に努められたい。

(6) 各会計歳入決算において、予算現額と調定額の乖離が著しい会計、科目がある。予算と調定は表裏一体の関係にあり、これらが大きく乖離することは、予算管理が十分でないと判断せざるを得ないので、予算現額・調定額相互の把握に努め、補正等の必要が生じた場合は、近々の議会において所要な措置を講じられたい。

次に別表の1から別表の5までについてですが、別表1には、平成19年度大山町一般会計歳入歳出決算の状況を表に表しております。別表2は、平成19年度大山町特別会計歳入歳出決算の状況を書いております。別表3は、平成19年度滞納状況について記載しております。別表4、平成19年度の不納欠損状況を書いております。別表5、平成19年度各会計間の繰入金・繰入金の状況を書いておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で平成19年度の歳入歳出決算についての審査意見の報告を終わりますが、次に、企業会計についてご報告を申し上げたいと思っております。

まずは、平成19年度の水道事業会計決算の審査の意見についてご報告申し上げます。

平成19年度大山町水道事業会計決算書及び関係書類を審査しましたので、その結果について次のとおり意見を付して報告いたします。

平成19年度大山町水道事業会計決算審査意見書、審査の概要、平成20年7月

17日に、下記の決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し、効率的かつ合理的に行われているか等について検討を加えつつ慎重に審査した。その結果、決算計数は諸帳簿と合致し計算に誤りはなく、いずれも正確であることを認め、ました。

審査の書類でございますが、(1)平成19年度大山町水道事業会計決算書類、(2)平成19年度大山町水道事業会計決算附属書類でございます。

3. 収益的収入支出及び利益の状況でございますが、平成19年度の収益をみますと2億2,347万7,000円、昨年が2億2,948万2,000円で2カ年の平均からみますと2億2,648万円となっています。

支出をみますとだいたい横ばい状態で18年度が2億5,091万4,000円、19年度が2億5,649万4,000円、平均でいきますと2億5,370万4,000円ということで利益からその利益をみますと、18年度で2,143万2,000円の赤字、平成19年度で3,301万7,000円の赤字でございます。3回の平均でいきますと税抜きでございますけれど、2,722万4,000円の赤字というようなことでございます。

4. 資産の内容ですが、固定資産60億7,877万3,103円でございます。当年度の増加は、6,377万7,366円、当年度減少したものは、1,949万8,550円、償却累計額が8億8,721万4,299円 となっています。未償却残高は、51億9,155万8804円でございます。

流動資産の明細でございますが、現金預金1億880万7,454円、未収金3,627万4,352円、貯蔵品の棚下ろしでございますが、586万5,514円、企業債未償還残高が18億7,469万3,054円となっております。

業務の内容ですが、先ほども町長さんの方から年間立米が報告ありましたが、今年はず年に比べて特に年間給水量で1万9,669立米、あ、配水量ですね、今言ったのは、基へ配水量が昨年に比べて1万9,669立米減っております。それから、給水量ですが、昨年に比べますと1万7,137立米減っております。有収率につきましては、昨年どおり85%ということで、前年度対比0でございます。

6番の供給単価・給水原価でございますが、平成19年度供給単価は1立米当たり135円33銭、平成19年度給水原価は1立米当たり169円19銭となっております、ここに33円86銭の開きがございます。

第7にいきまして結びでございますが、本年度の収益的収支における総収益は2億2,347万7,506円、総費用は2億5,649万4,178円で、当年度の純損失は3,301万6,672円となり、前年度繰越欠損金4,307万8,821円と合わせますと未処理欠損金は、7,609万5,493円となっております。

す。

資本的収支では、収入5,720万2,588円に対しまして、支出1億3,577万6,745円となり、資本的収支は7,857万4,157円不足を生じます。過年度の分の消費税資本的収支調整額106万6,185円と過年度分損益勘定留保資金7,750万7,972円で補填されています。

水道使用料の未収金は2,717万4,352円で、前年度に比べ、減少はしているものの、平成19年度は、地方自治法第231条及び第236条の規定に基づき、件数で44件、金額で793万8,408円の納付義務の消滅手続きを行ったこともひとつの要因であり、滞納件数及び滞納者数は、ほぼ横ばいの状況にあります。

今年度は、合併前からの大きな課題であった、旧町間で異なる水道料金の統一化に向けて料金検討委員会を設置し協議が開始されましたが、種原、赤松地区では、簡易水道から上水道への切り替え移行に大きな進展があったことなど、その努力には大いに敬意を表するものであります。しかしながら、繰越欠損金が年々増加するなど、財政状況の悪化が憂慮されるので、未収金対策の強化を含め、水道事業会計の安定と健全化に向けて、あらゆる努力をされるよう意見を付して、平成19年度大山町水道事業会計決算審査の意見とします。

続きまして索道会計の企業会計の中の、索道会計について報告をいたします。平成19年度大山町索道事業会計決算審査意見について、平成19年度大山町索道事業会計決算書及び関係書類を審査しましたので、その結果について次のとおり意見を付します。

平成19年度大山町索道事業会計決算審査意見書、1. 審査の概要、平成20年7月16日、下記の決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し、効率的かつ合理的に行われているか等について検討を加えつつ慎重に審査した。その結果、決算計数は諸帳簿と合致し計算に誤りはなく、いずれも正確であることを認めた。

審査の書類ですが、(1)平成19年度大山町索道事業会計決算書類、(2)平成19年度大山町索道事業会計決算付属書類、(3)最近の収益的収入支出及び利益の状況でございますが、この表をみていただきますと分かりますように収入でみますと18年度に比べますと19年は136%増になっております。支出でいいますと83.5%ということで非常に支出については職員の減とかいろんところで経費を削減されたということが見えております。

前年度比で19年度は、収入は前年対比の中で13.6%ぐらい多くなっています。

次に資産内容ですが、固定資産の部類ですが、資産累計額18億7,074万6,717円、当年度増加額0円、当年度減少額0円、償却累計額15億252万2,

988円、未償却残高3億6,822万3,729円、(2)流動資産の明細、現金預金1億1,518万8,571円、未収金614万610円、この未収金は、もう既に回収されておりますので、問題はありません。乗車券等の精算未収金でございますので、別に問題なく入っております。

企業債の未償還残高0円でございます。

企業内容ですが、索道事業における前年度対比は次のとおりであります。稼働日数で見ますと昨年は50日、19年度は84日、前年度対比は34日間多くなっています。

しかしながら、この中で非常に感じることは、乗車効率が多少上がっておりますけれど、最大の輸送人員というのがですね、その辺が問題であろうなというふうに思います。毎年こういう状況ですとまだいいんですが、雪不足というようなことがありますとまた大変苦しい状況になるというふうに思います。

そこで6番の結びで、平成19年度大山町索道事業会計決算は、索道事業で3,850万8,740円の純利益を生じ、附帯事業で735万8,109円の純損失を生じたものの、合計では、3,115万631円の純利益となった。

前年度繰越欠損金6億2,280万9,099円を加えて、次年度へ未処理欠損金として5億9,165万8,468円を繰越する内容となっております。

本年度は、暖冬のため昨年同様シーズン当初は降雪がなく、12月23日に大山スキー場開きオープンしたが、本格的な営業は12月31日からとなった。1月下旬になると安定した積雪に恵まれ、3月23日のシーズン終了まで83日間、雪不足を心配することなく、営業を行うことができた。しかしながら、スキー離れや趣味の多様化などにより、全国的な傾向としてスキー人口の減少は顕著であり、平日駐車料金の無料化やリフト半日券の料金改定、職員数の縮減や諸手当の見直しなど、索道事業会計の財政安定に向け、様々な施策に取り組みされたことは評価するものの、積雪が十分にあった前々年と比較し、入り込み客数で約3万人、索道事業収益でおよそ3,780万円の減となった。

現在の厳しい経済情勢下では、今後も入り込み客数の急増は望めないが、近々にワイヤーの張替えなどの施設改修を控える中、スキー場管理組合を中心に集客施策やグリーンシーズンの活用方策を検討され、事業収益の向上と索道事業会計の健全化に向けて、さらに一層努力されるよう意見を付して、平成19年度大山町索道事業会計決算審査の意見とします。以上で終わります。

**○議長（鹿島 功君）** 監査委員さんにおかれましては大変長期間にわたり、朝から5時までという形で本当に長いことお世話になりまして決算を審査いただきました。誠にありがとうございました。

## 日程第 2 6 議案第 1 2 7 号～日程第 3 4 議案第 1 3 5 号

○議長（鹿島 功君） それでは、日程第 2 6、議案第 1 2 7 号 平成 2 0 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）から 日程第 3 4、議案第 1 3 5 号 平成 2 0 年度大山町索道事業会計補正予算（第 2 号）まで、計 9 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第 1 2 7 号から議案第 1 3 5 号までの提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第 1 2 7 号 平成 2 0 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、歳入においては国庫補助金などの追加、高田工業団地の売却収入の計上、歳出においては既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案をし、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第 4 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 1, 9 5 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 8 億 5, 1 9 8 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第 4 5 款分担金及び負担金は、3 万 4, 0 0 0 円の増額で、農地費分担金の追加であります。

第 5 5 款国庫支出金は、4, 3 7 3 万 5, 0 0 0 円の増額で、主なものは、まちづくり交付金 6 0 0 万円の減、地方道路整備臨時交付金 4, 6 5 0 万円の追加、埋蔵文化財調査費補助金 1 3 2 万 5, 0 0 0 円の追加、農地農業用施設災害復旧事業補助金 1 6 2 万 5, 0 0 0 円の新規計上などであります。

第 6 0 款県支出金は、1, 4 7 5 万 8, 0 0 0 円の増額で、主なものは、小規模作業所運営費補助金 9 8 万 9, 0 0 0 円の追加、チャレンジプラン支援事業補助金 2 1 5 万 1, 0 0 0 円の追加、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業補助金 1 2 5 万円の追加、次世代鳥取梨産地育成事業補助金 8 6 3 万 7, 0 0 0 円及び森林環境保全税関連事業費補助金 2 8 1 万円の新規計上、漁村再生交付金 2 0 0 万円の減などあります。

第 6 5 款財産収入は、高田工業団地売り払い収入 6, 9 0 0 万円の計上であります。

第 7 0 款寄附金は、災害復旧費寄附金 2 5 万円を計上しております。

第 8 0 款繰越金は、3, 5 5 3 万 9, 0 0 0 円の増額であります。

第 8 5 款諸収入は、7 7 万円の減額で、主なものは各種検診負担金 2 5 1 万 9, 0 0 0 円の減、消防団員退職報償金 6 0 万 9, 0 0 0 円、大山僧坊跡発掘調査委託

金 1 1 0 万円であります。

第 9 0 款町債は、4, 3 0 0 万円の減額で、主なものは、合併特例債の観光交流拠点整備事業 5 7 0 万円の追加、辺地対策事業債の町道種原大野線道路改良事業 3, 2 3 0 万円の減、一般単独事業債の臨時地方道整備事業 2, 0 4 0 万円の減、国の予算等貸付金債 4 1 0 万円であります。

次に歳出について、人件費を除く主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書 7 ページ第 1 0 款総務費は、5, 5 7 6 万 6, 0 0 0 円の増額で、主なものは、第 5 項総務管理費の一般管理費で、公共施設整備基金積立金 4, 6 0 0 万円の追加、文書広報費で、集落有線放送修繕補助金 4 3 万 7, 0 0 0 円の追加、企画費で情報通信事業特別会計繰出金 9 4 万 4, 0 0 0 円の追加、8 ページ 1 0 項徴税費の税務総務費で来年度から国民年金から天引きが可能となる住民税特別徴収システム改修等委託料 5 7 7 万 5, 0 0 0 円、法人税の還付を中心とした町税等更正還付金 6 5 0 万円の追加、1 0 ページの戸籍住民台帳費は組み替えであります。

第 1 5 款民生費は、6 6 5 万 1, 0 0 0 円の増額で、主なものは、1 1 ページ第 5 項社会福祉費の社会福祉総務費で、国保事業特別会計繰出金 1 3 3 万 2, 0 0 0 円の追加、障害者福祉費で、小規模作業所運営費補助金 1 9 8 万円の追加であります。

1 2 ページ第 2 0 款衛生費は、9 1 万 6, 0 0 0 円の増額で、第 5 項保健衛生費の予防費で、食育推進計画策定委員謝金 1 3 万円の計上、委託料は各種がん検診委託料など 2 5 1 万 9, 0 0 0 円の減、老人保健特別会計繰出金 2 6 8 万円の追加、1 3 ページ清掃費のし尿処理費で、合併処理浄化槽設置補助金 5 2 万 9, 0 0 0 円の追加であります。

第 3 0 款農林水産業費は、2, 3 1 0 万 5, 0 0 0 円の増額で、主なものは、農業費の農業振興費で、取組み組織等の増により「農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金」1 0 9 万 2, 0 0 0 円、チャレンジプラン支援事業費補助金 3 2 2 万 8, 0 0 0 円のそれぞれ追加、県の新制度による次世代鳥取梨産地育成事業補助金 9 8 3 万 7, 0 0 0 円の新規計上、林業費の林業振興費で、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業補助金 1 2 5 万円の追加、また、県の森林環境保全税を活用した関連事業費補助金 2 8 1 万円を新規に計上いたしております。

1 4 ページ水産業費の漁港建設費では、事業内容の変更により予算の組替えと、御崎漁港整備にかかるヤード等の敷地使用料及び御来屋漁港直販所の看板設置工事を単独事業として追加をいたしております。

第 3 5 款商工費は、7 1 8 万 5, 0 0 0 円の増額であります。主なものは、観光パンフレットの増刷費 5 7 万 8, 0 0 0 円、にぎわい復活事業では、モンベル大山村が入居いたしました「旧大山眺海荘」の屋根の傷みがひどく、修繕工事委託費 3

51万6,000円を追加いたしております。

15～17ページ、土木費は、909万3,000円の増額で、主なものは、道路新設改良費で、地方道路整備臨時交付金事業の事務費の追加と町道上坪名和神社線で用地取得費150万円の追加、また、内容変更による予算の組み替えと財源の組み替えを行っております。

住宅費の住宅管理費では、中山さざんか台団地のシロアリ駆除手数料120万6,000円、制度改正に備えた住宅使用料徴収システム改修委託料36万8,000円、今在家団地の地下タンク修繕工事費338万6,000円、修正申告に伴う過年度住宅使用料の還付金21万6,000円を計上しております。

18ページ消防費は、90万9,000円の増額で、消防団員退職報償金60万9,000円の追加と消防操法大会県大会への参加費用30万円を追加計上いたしております。

第50款教育費は、1,352万1,000円の増額で、主なものは、19ページ小学校費で、大山西小学校プール壁塗り替え塗装工事費557万円の追加、中学校費で、陸上・柔道・剣道部の全国大会等への派遣補助金119万4,000円の計上、社会教育費では、文化祭開催経費151万7,000円の追加、20ページ文化財費で、町内試掘調査事業費301万6,000円、大山僧坊跡調査事業110万円などを追加いたしております。

21ページ保健体育費の体育施設費では、大山総合体育館の壁面のシーリング及び窓枠等のシーリングの不具合を修繕するため工事費871万5,000円の追加計上をいたしております。

22ページ第60款災害復旧費は、250万円の増額で、これは、局地豪雨による町内明間地区の農業用用水路災害復旧事業費であります。

予算総括表5ページの「第2表 債務負担行為補正」であります。来年度から学校給食調理業務を民間委託する予定とし、向こう3年間の委託費2億1,000万円の債務負担行為を追加設定しております。

次に6ページの「第3表 地方債補正」ですが、新たなものとして国の無利子による地方道路整備臨時貸付金410万円を追加しております。

以上で、議案第127号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第128号 平成20年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,110万1,000円とするものであります。

補正内容について、歳入から、ご説明をいたします。

第5款県支出金24万8,000円は、県補助金であります。

第10款繰入金8万3,000円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出について、ご説明いたします。

第5款総務費、第5項総務管理費、目1の一般管理費で、口座振替システム委託料として33万1,000円を計上いたしております。

これで、議案第128号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第129号 平成20年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、保険給付費において一般被保険者分と退職被保険者分について見込額に変更が生じたこと、又出産育児一時金、保険税還付金に不足が見込まれること、及び過年度分の精算による超過分増などにより歳入歳出予算の過不足を調整するものであります。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,568万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ25億6,588万7,000円とするものであります。

歳入からご説明いたします。

第15款国庫支出金、1,234万3,000円の減の内訳は、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の減に対する国庫負担金975万9,000円及び国庫補助金258万4,000円の減額であります。

第25款療養費給付費等交付金2,870万2,000円の増は、退職被保険者にかかわる療養給付費及び高額療養費及び高額療養費の増額によるものであります。

第30款県支出金201万円の減は、一般療養給付費及び高額療養費に対する財政調整交付金であります。

第50款繰入金133万2,000円の増の主なものは、出産育児一時金の不足が見込まれるため、不足額175万円の3分の2を一般会計から繰入するものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費16万5,000円の増は、通信運搬費の増が主なものであります。

第10款保険給付費175万円の増は、第20項出産育児一時金の不足額を増額するものであります。なお、療養諸費及び高額療養費については、一般被保険者分と退職被保険者分に係わる費用の見込み額の見直しを行なったものでございます。

第55款諸支出金319万6,000円の増は、保険税還付金に不足が見込まれること、及び実績による過年度超過分償還金の増額であります。

第90款予備費1,057万円を計上し、不測の事態に備えるものであります。

以上で議案第129号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第130号 平成20年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,045万3,000円を増額して、歳入歳出の総額をそれぞれ6億2,521万8,000円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第5款診療収入では、第10項外来収入157万円の減額、第17款国庫支出金730万の増額、第35款繰越金422万3,000円の増額および第45款町債50万円の増額であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費308万3,000円の増額は、主に大山口リハビリセンターの増改築工事に係るものであります。

第10款医業費737万円の増額は、大山口診療所のレントゲンの更新によるものであります。

以上で議案第130号の提案理由の説明を終わります。

議案第131号 平成20年度大山町老人保健特別会計補正予算（第3号）のご説明を申し上げます。

本案は、今年度中の老人医療費の見込み額に変更が生じたので、歳入歳出予算を調整するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,743万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,788万3,000円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第5款支払い基金交付金1,350万円の増、第10款国庫支出金900万円の増、第15款県支出金225万円の増額は、医療費の実績見込みによるものでございます。

第20款繰入金268万円の増額は、医療費の実績見込みによる、町負担分の繰入れを見込んでおります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第5款医療諸費2,700万円の増額は、本年度中の医療給付費の実績見込みによるものであります。

第10款諸支出金43万は実績による支払い基金への返還金であります。以上で議案第131号の提案理由の説明を終わります。

議案第132号 大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案の主な補正内容は、昨年度供用開始した光徳処理区の加入が増えたことに伴い、不足する汚泥処分手数料等を追加するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億6,771万1,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第10款使用料及び手数料の8万7,000円の増額は、光徳処理区の使用料を見込んでいます。

第30款繰越金20万1,000円の増額は、前年度繰越額の確定によるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費28万8,000円の増額は、光徳処理区の加入が増えたことにより不足する汚泥処分手数料を追加するものであります。

以上で議案第132号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第133号 平成20年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由のご説明をいたします。

本案は、不測の事態により不足する汚泥処分料と下水施設の修繕料の増額を行うものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万円を追加し、歳入歳出それぞれ5億1,243万8,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第10款使用料及び手数料156万4,000円は、加入が増えた名和处理区ほかの使用料を見込んでいます。

第25款繰越金48万6,000円は、前年度繰越額の確定によるものであります。

第35款町債50万円の減額は、前年度下水処理量が見込みより増え、起債借入額が減少したので減額したものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費の公共下水道事業費155万円は、破損した名和处理区のマンホールポンプ修繕等の施設修繕料、事故により通常処分ができなくなり汚泥処理を外部委託するため不足する委託料をそれぞれ増額するものであります。

第10款公債費では、金額の増減はありませんが起債借入額の変更により財源の組み換えを行っています。以上で議案第133号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第134号 平成20年度大山町情報通信事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由のご説明をいたします。

本案は、番組制作に必要な消耗品、備品購入費の増に伴い、既定の歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ94万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億5,952万5,000円とするものであります。補正内容について歳入からご説明をいたします。

第20款繰入金の94万4,000万円は、一般会計からの繰入金を見込んでおります。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費の94万4,000円の増額は、議会中継用、番組送出用、取材用の専用テープを購入するための消耗品費が29万8,000円、編集したデータを保存しておくための機器購入費が64万6,000円であります。以上で議案第134号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第135号 平成20年度大山町索道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、8月1日付けの人事異動による職員人件費の調整と町営中の原スキー場で使用しておりますゲレンデ整備用の圧雪車が老朽化し、修理に多額の経費がかかることが分かりましたので、ゲレンデ整備能力維持のために新規に圧雪車を購入したく補正予算をお願いするものであります。

主な内容は、収益的支出の第1款索道事業費用、第1項営業費用、第4目一般管理費で人事異動による職員の給料等が105万4,000円の増額、第6目資産減耗費で平成2年に購入した圧雪車の固定資産除却費が349万2,000円の増額で、支出合計を2億1,699万3,000円とするものであります。

次に資本的支出であります。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目営業設備費で、ゲレンデ圧雪車の購入費用として備品購入費を4,746万円増額し、支出合計を4,746万円とするものであります。

この財源は、過年度損益勘定留保資金等で補填をいたします。

以上の補正により、今年度純利益見込みを457万円減の510万7,000円といたしましたところであります。

以上で議案第135号の提案理由の説明を終わります。

---

### 日程第35 議案第136号

○議長（鹿島 功君） 日程第35、議案第136号 大山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第136号 大山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、地方自治法の一部改正に伴い、「報酬」を「議員報酬」に改めるものであります。附則で、改正条例の施行の日は、公布の日といたしております。

以上で議案第136号の提案理由の説明を終わります。

---

### 日程第36 議案第137号

○議長（鹿島 功君） 日程第36、議案第137号 御来屋漁港区域内における公有水面の埋立についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第137号 御来屋漁港区域内における公有水面の埋立について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が漁村再生交付金事業により御来屋漁港の施設用地として埋め立てをしようとするもので、公有水面埋立法第2条第2項の規定に基づき、鳥取県知事へ平成20年7月7日付けで提出された出願に対し、同法第3条第1項の規定により、公有水面埋立についての意見を求めたい旨照会がありましたので、同法第3条第4項の規定により本議会の議決を求めるものであります。

今回埋め立てをしようとする区域の位置は、御来屋字松崎屋敷1003-6、1003、1004-3及び1003-5の地先公有水面であります。

埋め立て区域は御来屋漁港の西側で議案に記載のとおりであります。埋め立て区域の面積は707.71平方メートルであります。埋め立てに関する工事の施工区域は、埋め立て区域を含め議案に記載のとおりであります。施工区域の面積は1万389.79平方メートルであります。

以上で議案第137号の提案理由の説明を終わります。

---

### 行政視察調査の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第37、行政視察調査の報告についてを議題にします。

大韓民国襄陽郡行政視察調査団からの報告を求めます。行政視察調査団副団長 森田増範君。

○行政視察調査団副団長（森田増範君） 行政視察調査の報告について述べさせていただきます。行政視察研修報告書、行政視察調査団副団長 森田増範。

行政視察調査を次の通り実施し、調査研修しましたので、その要旨を報告いたします。

1. 調査地、大韓民国 江原道襄陽郡。

2. 目的、大韓民国襄陽郡 李鎮浩郡守より招聘を受け大山町議会として襄陽郡守・議長を親善訪問し、これまで続けてきた交流の絆をより一層深めること、あわせて、襄陽郡内の産業・文化・教育・議会について、当議会常任委員会でテーマを

定め、現地視察研修し、今後の交流及び議会活動活性化の一助とするということでありませう。

3. 調査期間、平成20年7月1日から4日まで。

4. 行政視察調査の概要であります。まず総務常任委員会は、椎木 学委員長より襄陽郡議会の状況等について別添報告書のとおり詳しく記載されているところあります。次に経済建設常任委員会は、産業の状況について、足立敏雄委員長の方から別添報告書のとおり詳しく記載されているところです。教育民生常任委員会につきましては、秋田美喜雄委員長より、文化教育の状況について別添報告書のとおり詳しく記載されているところあります。別添の報告書のとおりのちほどゆっくり目を通していただきたいと思います。

5. 李鎮浩郡守歓迎の言葉、あいさつの要旨であります。別添、その中身については付けさせていただいておりますが、特に李郡守の私ども議員団への思い、そして今後の交流への強い思いが、この文面の中に理解できるものであります。そのよ要旨を述べさせていただきます。

この度の訪問は、両自治団体の友好の歴史に新しい道標として記憶され、これまで築いてきた友情と信頼の色をさらに濃くいたしました。これからは実質的で具体的な相互発展の方策を共に探してゆく時期であります。いわゆる、本格的な世界化時代を迎えて、我々両自治体が、行政・経済・文化・体育をあわせたより広範囲な交流を通じて、国際的眼目を養い、共に世界舞台に進んでゆく、頼もしいパートナーとして発展してゆきたいと望みます。訪問下さいました議員団の皆様へ感謝申し上げ、両自治体がよい友人として、より大きな繁栄に向かって共に進みますよう祈願いたします。という歓迎の言葉でありました。

6. 総括、大韓民国屈指の海水浴場を有し、年間100万人の観光交流人口のある襄陽郡はさらに年間を通じた観光交流都市、まちづくりとして、特産品を活用した、松茸祭・鮭まつり等のイベント実施やオサンリ古代遺跡博物館、ゴルフ場建設また、ソウルと直結する高速道建設計画等、積極的な取り組みを進めています。郡立農業技術センターでは、松茸や高麗人参などの培養技術、あるいは安定生産技術確立の研究など、特産品育成を通じ、観光と農業の一体的な産業化への取り組みが図られおりました。環日本海時代を推進する本県にあって、山から海までを有し、観光と農林水産業の交流産業化を推進する類似の両町郡が、この度の親善訪問により、特産品等の物流はもちろん人的交流や情報交流等これからの交流の方向性について確認しあうことができました。今後、一層の情報交換と着実な交流継続により、環日本海交流時代に向け、両町郡の更なる発展に結び付けたい。以上報告いたします。

○議長（鹿島 功君） ただいまの副団長からの行政視察調査報告に対して質疑が

あれば受けます。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（鹿島 功君） なければこれで、行政視察調査団の行政視察調査報告を終わります。

---

### 散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次会は、明日、10日に会議を開きますので、9時30分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。ご苦労さんでした。

---

午後2時32分 散会